

(公社) 日本地すべり学会 関西支部 会則

昭和53年7月18日制定

平成6年5月18日改訂

平成30年4月23日改訂

令和3年4月15日改訂

令和5年12月4日改訂

第1条 (名称) 本支部を(公社)日本地すべり学会関西支部という。

第2条 (事務所) 本支部を会計担当者の所属先または自宅に置く。令和5年12月現在の所在地は 〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄 京都大学防災研究所内 である。

第3条 (目的) 本支部は、(公社)日本地すべり学会会則第30条にもとづき、地すべりがけ崩れおよび関連する諸現象ならびにその災害の防止や対策について、研究活動および知識の普及交換をおこなう。特に関西地方の地域的特殊性に基づく、学会の支部活動をおこなう。昭和53年7月18日に設立した。

第4条 (事業) 本支部は、その目的を達成するため、つぎの事業をおこなう。

1. 研究会、見学会、現地討論会の開催
2. 共同の研究や現地踏査
3. 文献や会議記録の印刷配布
4. (公社)日本地すべり学会より本支部に委託された事項
5. その他、本支部の目的を達成するために必要な事項

第5条 (構成) 本支部は次の会員によって構成される。

1. 関西支部会員 主として近畿、中国、四国地区に在住する(公社)日本地すべり学会会員
2. 賛助会員 本支部の趣旨に賛同した団体

第6条 (役員) 本支部につぎの役員をおく。

1. 支部代表 1名
2. 支部運営委員 25名以内
3. 支部監査委員 2名

第7条 (役員を選任)

1. 支部運営委員は、支部会員の選挙によって選任される。ただし、うち5名以内および欠員が生じた場合の補充は、運営委員会の承認を得て支部代表が指名することができる。選挙の方法は別に定める。
2. 支部代表と支部監査委員は選出された支部運営委員の互選による。

第8条 (役員の任期)

1. 役員の任期は2年とする。
2. 支部代表および支部監査委員は、重任できないが再任はさまたげない。

3. 運営委員は重任再任をさまたげない。

4. 役員が異動などによって本支部管内から外れた時、その役員の意向および運営委員会の承認によって役員を辞することができる。

第9条（役員の業務） 支部代表は、支部を代表しその会務の責任者となる。支部監査委員は、支部の会計を監査しその結果を支部代表および支部総会に報告する。支部運営委員は、総会の決議に従い支部の業務を審議し処理する。

第10条（支部の会議） 支部の会議は、総会、運営委員会および特別委員会とする。

第11条（支部総会） 支部総会は支部最高の議決機関であり、支部代表が招集する。定例総会は1年に1回招集され、臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、および支部会員の30名以上の要請があったとき、すみやかに招集される。

第12条（運営委員会） 運営委員会は、支部代表または運営委員会が必要と認めたとき、支部代表が招集する。

第13条（特別委員会） 運営委員会が必要と認めたとき、特別委員会を設けることができる。特別委員会は特定の事項を審議し、その結果を運営委員会に報告して解散する。

第14条（議決） 支部の会議の決定は、出席者の過半数をもって決定する。

第15条（支部の会計）

1. 支部の経費は、本部よりの交付金、支部賛助会費、本部事業への参加費およびその他の収入をもってあてる。

2. 支部代表は、本支部の予算および決算を（公社）地すべり学会会長に報告する。支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条（改廃） この会則の改廃は、支部総会の議決をもって決定し、（公社）日本地すべり学会理事会に報告することによりおこなわれる。

付則

1. この会則は、昭和53年7月18日より施行する。

2. この会則に特に定めない事項については、支部の会議の議決または（公社）地すべり学会会則を準用する。

3. 改訂会則のうち、第8条は平成31年度以降の支部役員から適用する。

関西支部運営委員の選挙に関する規程

昭和55年5月16日制定

平成6年5月18日改訂

平成30年4月17日改訂

第1条（根拠）（公社）日本地すべり学会関西支部会則第7条にいう関西支部運営委員（以下運営委員という）の選挙は、この規程の定めるところによる。

第2条（候補者）運営委員候補者は、関西支部会員であって、地すべりがけ崩れの研究や対策事業に関する学識経験にすぐれ、学会活動の運営に十分寄与できる者でなければならない。

第3条（推薦）関西支部会員は、所定の様式により運営委員候補者を推薦（自薦を含む）することができる。

第4条（選挙）

1. 運営委員は、運営委員候補者のうちから、支部会員の投票によって20名が選任される。
2. 投票は20名以内連記とする。
3. 得票が同数の候補者については、年少者を上位とする。

第5条（選挙管理）運営委員会は、新たな運営委員を選任する必要があるときは、運営委員選挙管理委員会を設置しなければならない。

第6条（選挙管理委員会）選挙管理委員会は、厳正な手続きによって、候補者の推薦を受け、これを公示し、投票を管理し、選挙結果を運営委員会に報告することにより解散する。

付則

この規程の改正は、運営委員会の議決を経て総会の承認により行う。

（公社）日本地すべり学会関西支部会計取扱規程

1. （公社）日本地すべり学会関西支部の会計の構成を期するために、その取り扱いは、この規程によるものとする。
2. 備品の購入は、運営委員会の承認を得る。
3. 消耗品費、印刷費については、品目、型式、数量等の支出内容を明記する。
4. 謝金（雇上げ）支出については、氏名、住所、勤務月日、単価等を明記する。
5. 通信費については、通信先、通信内容を記載した発信簿を別途作成する。
6. 現地討論会、懇親会その他、参加費の納入を受けるときは、その収支を別途報告する。
7. この規程は、昭和56年会計年度より施行する。